平成２３年（再イ）第１２９号
大阪府阪南市箱の浦2604番地の340
再生債務者　堂本　貴久
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月27日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月５日まで
平成24年８月８日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１４号
長崎県長崎市辻町４番25号　片岡アパート201
再生債務者　上田　　光
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月24日まで
平成24年８月８日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第８号
兵庫県姫路市勝原区丁401番地２
再生債務者　楠原　千晴
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月３日まで
平成24年８月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第６号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1659番地１
再生債務者　谷口　正弘
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年８月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年８月28日まで
平成24年８月７日　福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（再イ）第１６号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目75番２―32号
再生債務者　萩原　浩一
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月３日まで
平成24年８月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第１０号
高知市加賀野井１丁目25番３号
再生債務者　石村　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月５日まで
平成24年８月８日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１１号
高知市加賀野井１丁目25番３号
再生債務者　石村　　瞳
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月５日まで
平成24年８月８日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第９号
神戸市西区白水１丁目14番48号
再生債務者　高砂　和周
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月10日まで
平成24年８月８日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再イ）第１５号
青森県八戸市大字白銀町字人形沢31番地６　コーポＳＫ―Ａ号
再生債務者　大西　隆信
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月12日まで
平成24年８月８日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第７３号
福岡市西区周船寺３丁目16番１―210号
再生債務者　青柳　博典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月３日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第３４３号
札幌市南区川沿６条２丁目２番60―107号、認可決定時の住所北海道千歳市清水町５丁目11番地の４
再生債務者　渡邉　　誠
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年９月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年８月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（再イ）第３８号
静岡県富士市今泉2481番地の３　メゾンベルウッドＢ―201号、認可決定時の住所静岡県富士市永田町１丁目136番地石上マンション301号
再生債務者　夏山　幸人
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年４月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年８月８日
静岡地方裁判所富士支部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第２４２号
大阪府門真市石原町11番18号
再生債務者　益田　晃弘
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年８月７日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再口）第１号
北海道紋別市南が丘町５丁目13番６号
再生債務者　柳原　栄一
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月18日から平成24年９月25日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（再口）第２号
宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目５番地19
再生債務者　林　　等
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月18日から平成24年10月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（再口）第１４号
大阪府羽曳野市広瀬156番地の４
再生債務者　日置　一介
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月11日から平成24年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再口）第３号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目10番19号
再生債務者　奥野　立之
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月11日から平成24年９月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係